

指定特定相談支援事業等について

1 指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移

	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3
事業所数	30	30	28	29	30
<特定相談事業所数>	17	16	16	14	14
<特定相談・障害児相談事業所数>	13	14	12	15	16
相談支援専門員数	53(31)	55(32)	59(36)	69(41)	79(41)
<特定相談専門員数>	34(17)	34(19)	35(20)	33(19)	31(17)
<特定相談・障害児専門員数>	19(14)	21(13)	24(16)	36(22)	48(24)

※事業所数・相談支援専門員数の内訳

<上段>：特定相談のみを行う事業所数

<下段>：特定相談・障害児相談を行う事業所数

() 内は兼務職員の数

2 事業所への支援

- ・「特定相談支援事業所就業・定着促進事業」の実施（H27年度～）

相談支援専門員の育成及び確保に関する事業

- ・「相談連携支援事業」の実施（R7年度新規）

相談支援事業者に対して、障害者の施設や病院等からの地域移行を促進するために関係機関等と連携して行う報酬算定外業務の経費を補助する事業

3 基幹相談支援センター

(1) 設置概要

①場所は障害者福祉センター1階（こども発達扇橋センター跡地）

②開設日は令和8年1月

③開所日は月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

(2) 運営方針

①区内相談支援事業所同士のつながり強化

②困難事例対応を目的とした各種関係機関との連携力強化

③相談支援専門員の人材育成

(3) 事業内容

①相談支援事業所への訪問及び相談支援専門員が交流する機会の提供

②区内関係機関や庁内の連絡調整を行い、相談支援事業所との連携をスムーズにする

③事例検討会や研修を開催し、人材育成を行う